

答 申 書

平成24年(2012年)1月19日

豊中市特別職報酬等審議会

平成24年(2012年)1月19日

豊中市長

浅利 敬一郎 様

豊中市特別職報酬等審議会
会長 宮本 又郎

特別職の報酬等について(答申)

平成23年11月24日付け豊総人第656号で諮問のあった議会の議員の報酬並びに市長及び副市長の給料の額について本審議会において慎重に審議した結果、次のとおり答申します。

記

1 特別職の報酬等

特別職の報酬等については、下記の額とすることが適当である。

(1) 市長・副市長の給料月額

市長 1,035,000円

副市長 895,000円

(2) 議員の報酬月額

議長 730,000円

副議長 690,000円

議員 635,000円

2 改定の時期

平成24年4月1日から改定することが適当である。

3 改定の考え方

別紙「特別職の報酬等にかかる改定の考え方」のとおり

特別職の報酬等にかかる改定の考え方

(豊中市特別職報酬等審議会)

1. はじめに

(1) 審議にあたって

本審議会は、特別職の報酬等の額を審議するにあたり、一般職の職員(以下「一般職」という。)の給与の状況や近隣都市・類似都市における特別職の報酬等の改定状況等を調査するとともに、本市が平成24年度に中核市へ移行することを含め、さまざまな角度から議論を行った。

(2) 報酬等の「本来額」と「自主減額」の関係

本市を含めた近隣都市・類似都市では、多くが特別職の報酬等の本来額を据え置いたまま、市長および市議会の自主的な判断による減額(以下「自主減額」という。)を行っている状況がある。

本審議会においては、それぞれの特別職の職責に対応した適正な報酬等の額(条例上の本来額)を答申することが求められていることから、条例上の本来額についての議論を行った。その際、現在行われている自主減額との比較を含めた幅広い視点で審議を行った。

2. 報酬等を取り巻くこれまでの経過

(1) 改定経過

本市における特別職の報酬等の額は、平成9年4月に改定されてから、すでに14年が経過している。改定の経過は、平成2年、平成4年、平成6年、平成9年に、それぞれ本審議会の答申に基づき市議会において関係条例の議決がなされ増額改定を行った。その後、平成10年度と平成18年度に諮問があったが、本審議会で検討した結果、報酬等の額は据え置くことが適当である旨を答申し、現在に至っている。今回の諮問は、平成18年度の諮問から5年を経過していることを踏まえ、この間の情勢変化も含めて検討した。

(2) 一般職の給与

一般職の給与は、地方公務員法第24条において、生計費並びに国及び他の地方公共団体の職員並びに民間事業の従事者の給与その他の事情を考慮して定められなければならない旨が規定されている。この規定は、国家公務員の給与に準ずることによって実現されると考えられることから、本市における一般職の給与はこれまで、民間給与実態調査で算出した官民比較に基づく人事院勧告を基本に、毎年改定を行っているものである。そうした意味から、一

一般職の給与改定率は、その時々を経済・雇用などの社会情勢を適切に反映してきたものと言える。

(3) 物価変動との関係

全国の消費者物価指数(10大費目の総合・年平均指数)の推移は、前回改定した平成9年と平成22年(直近)の比較では102.7から99.6に3.1ポイント下がっている(平成17年を100とした指数)ことから、こうした状況も考慮した。

(4) 前回(平成18年度)の答申内容

平成18年度の本審議会では、特別職の報酬等は据え置くことが適当である旨を答申している。据え置きとした理由は、平成8～18年度における一般職の給与改定率の総率はマイナス6.5%であったものの、大幅な減額改定を含む平成18年度の給与構造改革において、国家公務員と同様に、給与の実支給額は改定前の額を据え置く“現給保障方式”を採用したため、現給保障されている者(以下「現給保障者」という。)の実質の給料改定率の総率ではマイナス0.46%にとどまっていたこと、また、大阪府内各市や類似都市の状況などを総合的に勘案したものであった。

(5) 本市の財政状況と行財政改革の取り組み

本市の財政状況は、平成7年の阪神・淡路大震災において府内最大の被害を受けたことに伴い巨額の復興費用を要したことや、長引く景気の低迷による市税の落ち込みなどから、平成10年に18年ぶりの赤字決算となり、平成15年度まで連続6年の赤字が続いた。

こうした状況の中、平成10年に行財政改革大綱を策定し、本格的な行財政改革に着手した。平成11年には財政非常事態宣言を行い、事務事業の見直し、外部活力の導入、職員定数の適正化などの改革に取り組むとともに、財政面での緊急・臨時的な措置として、一般職給与の一律削減・昇給延伸等のあらゆる手段を講じて対応してきた。その結果、平成16年度から現在まで、連続して黒字決算を維持しているものの、特定目的基金からの繰入運用や臨時財政対策債などの措置に頼っている状況がある。平成20年以降はいわゆるリーマン・ショックの影響による雇用労働情勢のさらなる悪化や、市民生活のセーフティネットである生活保護費の増大など、厳しい財政運営は続いており、赤字体質の財政構造そのものを抜本的に改善するまでには至っていない。

現在、持続可能な行財政運営を可能とするための財政指標として、平成25年度当初予算における「経常収支比率95%以下」の達成を目標に、業務

の見直し、人件費の適正化などに取り組んでいる。こうした状況から、本市の行財政改革の取り組みは未だ完成途上にあるものと言わざるを得ない。

(6) 自主減額の経過

本市における特別職の報酬等の額(条例上の本来額)は平成9年4月に改定されてから現在まで据え置かれているが、前述のような本市の財政状況等に鑑み、これまで市長および市議会のそれぞれの判断による自主減額等の特例措置がとられてきた。

市長・副市長については、平成12年度から現在まで給料月額自主減額(市長10%~25%減額(現行10%)、副市長5%~20%(現行5%))を現在まで継続して実施してきた(現行の自主減額は平成24年3月31日まで)。また、市議会においては、議員定数の削減(40人から36人に)、期末手当の自主減額(平成12~14年度・平成16~18年度に年間0.2~0.3月分)、平成23年度からは報酬月額の自主減額(一律35,000円減額)と政務調査費の自主減額(一人当たり月額15,000円減額)など議会費の削減にむけて自主的に取り組みを推進してきた経過があり、本審議会としてもこうした市長及び市議会の姿勢を評価するものである。

3. 近隣都市・類似都市などの他市状況

(1) 近隣都市(大阪府内)の状況

大阪府内の各市における市長・副市長の給料月額の改定状況を見ると、前回の本審議会答申(平成18年度)以降、いわゆる政令指定都市を除く全31市のうち5市が条例上の本来額を改定しており、いずれも減額の改定となっている。また、残り26市は10年以上改定を行わず本来額を据え置いているが、うち22市は自主減額を行っている状況がある。

同様に、議員の報酬月額の改定状況を見ると、前回の本審議会答申以降、いわゆる政令指定都市を除く全31市のうち2市が条例上の本来額を改定しており、いずれも減額の改定となっている。また、残りの市のうち27市が10年以上改定を行わず本来額を据え置いているが、うち12市は自主減額を行っている状況がある。

(2) 類似都市(近畿圏内の中核市)の状況

近畿圏内の人口35万人以上の中核市における市長・副市長の給料月額の改定状況を見ると、前回の本審議会答申以降、全7市のうち3市が改定しており、いずれも減額改定となっている。残りの4市は10年以上改定を行わず本来額を据え置いているが、うち3市は自主減額を行っている状況がある。

議員の報酬月額についても同様に全7市のうち3市が改定しており、いずれも減額改定となっている。残りの4市は10年以上改定を行わず本来額を据え置いているが、うち1市は自主減額を行っている状況がある。

4. 特別職の報酬等の額（改定額）の考え方

(1) 特別職の職責と報酬等の額

「市長」は、市を統括し代表する地位にあり、本市行政の最高責任者である。その職務と責任は、高度・複雑・困難・重要であり、市民生活のあらゆる分野にわたっている。「副市長」は、市長を補佐する最高の補助機関であり、市長の命を受けて政策・企画をつかさどり、職員の事務を監督するほか、法令の定めるところにより市長の職務を代理する職責にある。

市長と副市長の給料月額については、それぞれの職責の対価としてふさわしいものでなければならず、また、両者の職責の違いを踏まえ、適切な差を設ける必要がある。

「議員」は非常勤の特別職であるが、市民を代表して自治立法機関である市議会を構成し、豊中市の意思決定を担う重要な職責を担っている。その活動は、政策調査や立案、行政監視を始め、市民生活に最も近い存在として市民と行政をつなぐ役割を期待されるなど、広範かつ多岐に亘っている。

「議長」は、市議会を代表する地位にあつて市議会の意思を取りまとめるなど、一般の議員よりも重い職責を担っており、その活動実態からは実質的に常勤的性格を有していると評価することができる。「副議長」は議長を補佐し、代理する地位にあることから、議長に次ぐ職責を担っている。

議員制度は代表制民主主義の根幹をなすものであることから、その報酬額は議員活動を保障し、優秀な人材を確保するために十分な額とする必要がある。また、議長と副議長、副議長と議員の報酬月額は、その職責の違いを踏まえ、適切な差を設ける必要がある。

(2) 平成24年4月の中核市への移行

本市は現在、特例市であるが、平成24年4月に中核市に移行することにより、保健所をはじめとした保健衛生分野や福祉分野を中心に大阪府より権限移譲されることが決定している。特別職の報酬等の改定にあたっては、中核市への移行により市行政の権限と責任が大きくなることに伴い、特別職の職務範囲と職責も大きくなることを一つの要素として考慮した。

(3) 改定の方向性

前回の改定以降の社会・経済情勢の変化を総括すると、一般職の給与改定

率の総率はマイナスとなっていること、また平成18年度の給与構造改革に伴う一般職の現給保障制度は廃止の方向性が示されていること、近隣都市・類似都市においては大きな流れとまでは言えないまでも、ここ数年、報酬等の本来額を減額改定する市が出てきている状況があること、本市の財政状況は黒字決算を維持しているものの財政構造の改善にまでは至っておらず未だ行財政改革の途上にあること、消費者物価指数が下落していることなどが挙げられる。また前述のように、平成12年度から現在まで、特別職の報酬等の額について、市長及び市議会の判断で自主減額してきた経過があるが、あまりに長期間にわたる自主減額は決して望ましいことではないと考えられる。

こうした様々な状況を踏まえると、特別職の報酬等の本来額については「減額改定」することが適当であるとの結論に達した。

(4) 特別職の報酬等の額

市長と副市長の給料月額、特別職とはいえ常勤職であるので、一般職の給与の取扱いに準じ改定することが適当であると考えられる。これまでにしても、市長・副市長(平成18年度までは助役)の給料月額の改定は、一般職の給与改定率を基本に対応してきた経過があり、前回(平成9年4月)の改定においては平成7年度までの一般職の給与改定率を基本に改定額を決定した。こうした経過を踏まえ、今回の市長・副市長の給料月額の改定にあたっては、平成8年度から平成23年度までの一般職の給与改定率の総率(マイナス6.93%)を基本に考えることとした。

本市における一般職の給与改定は、平成12年度までは一貫して「増額改定」であったが、平成13年度以降は「減額改定」または「横ばい」を基本に推移し、現在に至っている。一般職の給与は、前述のとおり、人事院勧告を基本に改定しているため、その時々々の経済・雇用などの社会情勢を的確に反映してきている。平成8年度から平成23年度までの一般職の給与改定率の総率はマイナス6.93%となっていることから、一般職の給与水準は平成8年度と23年度の比較では6.93%ダウンしていると評価することができる。

なお、一般職においては、前述のように平成18年度の給与構造改革に伴い導入された現給保障制度が現在も継続している。現給保障者に限定した平成8年度以降の給与改定率の総率はマイナス1.23%であるが、現給保障者数の全体に占める割合は平成23年度には約2割まで減少していること、また、今年度の人事院勧告において現給保障制度を今後2年間で廃止する旨

が示され、本市においても制度廃止にむけた検討が行われていることから、現給保障者の給与改定率を指標とすることは適当ではないと判断した。

市長・副市長の改定額は、こうした一般職の給与改定の状況のほか、近隣都市・類似都市の状況、中核市への移行、現在実施している自主減額の状況などの要素を総合的に勘案して決定した。

市議会は、市長と並ぶ二元代表制の一翼を担っている。議長・副議長・議員は、その市議会を構成する特別職として、前述のようにそれぞれが重要な職責を担っていることに鑑み、その報酬月額と同じ特別職である市長・副市長の給料月額との関係において決定するのが最も適当であると考えられる。そのため、議員の報酬月額は、前述のような考え方で決定した市長・副市長の給料月額にかかる改定率を基本に、近隣都市・類似都市の状況、中核市への移行、現在実施している自主減額の状況などの要素を総合的に勘案して決定した。

以 上

豊中市特別職報酬等審議会 委員

上田 正次

小林 武雄

小牧 規子

中澤 和子

仁藤 祥一

福井 正敏

藤原 道子

宮本 又郎

好井 正良

(五十音順)